次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	
法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘六毛
	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで	年二分八毛
	令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで	年二分一厘四毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘五毛
	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで	年一分九厘六毛
	令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで	年二分一厘五毛

改正前	
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	
法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘六毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘五毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

○経済産業省告示第九十五号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第六条の四第五号の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示を次のように定め、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示

1　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「規則」という。）第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日は、令和七年十二月二十六日とする。

2　規則第六条の四第五号に規定する経済産業大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　変更後投資計画（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等（同条第十九項の生産性向上設備等をいう。）の導入を含む一体の投資計画であって、その策定の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）があった日が規則第六条の四第五号に規定する日前の日である投資計画を変更したもの（当該策定の決議又は決定があった日以後五年以内に変更の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）をいう。以下同じ。）に基